第10回研究会(K 物品賃貸業)における主な御意見とその対処方針(案)

1. 研究会における御意見

| No. | 御意見 | 対処方針(案) |
|-----|-----------------------------------|----------------------------------|
| 1 | ○ リースを「ファイナンスリース」と「オペレーティングリース」に区 | ○ リース事業協会に確認したところ、現状、ファイナンスリースを財 |
| | 分することは有意義である。「ファイナンスリース」についても、 | ごとに区分して回答できるのは、リース事業を行う企業の2/3程 |
| | 「オペレーティングリース」及び「レンタル」と同様に財ごとに区 | 度とのことであった。 |
| | 分する方が、使用者が分かるのでよいのではないか。 | 統計調査における報告可能性に関しては一部不確実な要素も |
| | ○「ファイナンスリース」を分類案よりも細かく区分することは可 | あるものの、「産業機械器具」及び「事務用機械器具」のファイナ |
| | 能办。 | ンスリースについては、「オペレーティングリース」と同様に財ごと |
| | | に区分して設定したい。 |
| 2 | ○ 自動車物品賃貸業においては、細分類で個人向けと事業者 | ○ リース事業協会に確認したところ、リース業界の統計の報告のべ |
| | 向けに区分しているが、他の物品賃貸業は細分類を賃貸する | ースとなっているリース契約においては、「自動車」という区分が最 |
| | 財別に設定しており、コンセプトが異なっているのではない | も細かいものであり、車種別などの細かいデータは把握できない |
| | カゝ。 | とのこと。他方、事業者と一般消費者では契約書の様式が異なる |
| | ○ 車種で区分すれば用途の違いも明らになるので、検討しては | ため、事業者向けと一般消費者向けの区分は可能とのこと。以上 |
| | どうか。 | より、現行案のとおりとしたい。 |
| | | なお、自動車のファイナンスリースについては、一般消費者向 |
| | | けのリースがほとんどない実態から、事業者向けと一般消費者向 |
| | | けの区分は行わないこととする。 |
| 3 | ○「貸衣しょうのレンタル」という用語は重複感がある。 | ○「衣しょうのレンタル」に修正。 |
| 4 | ○ ソフトウェアのリースについては、プレインストールされたもの | ○ リース事業協会に確認したところ、リースを含めたコンピューター |
| | が多いのか。 | の調達において、ソフトウェアを予めインストールした機器を調達 |

| 5 | ○ スポーツ・娯楽用品賃貸業の分類原案の内容例示には「その他の○○」が設定されておらず、細分類の内訳として全てが | するケースは少なく、機材とソフトウェアは、別契約が主流とのこと。 ○ 「705 スポーツ・娯楽用品賃貸業」に例示として「その他のスポーツ用品のリース」、「その他のスポーツ用品のレンタル」を追加 |
|---|--|--|
| | カバーされていない。内容例示についても「その他」を設定すべき。 | 設定。 |
| 6 | ○ 自転車のリースやレンタルは「スポーツ・娯楽用品」に含まれるとされているが、移動手段として用いられるケースもあり、どの産業分類に含むか再検討すべきではないか。 | ○ リース事業協会に確認したところ、東日本大震災以降、非常時の移動手段として事業者向けに自転車がリースされるケースがあるとのこと。利用目的による記入は難しいと思われるものの、シェアリングエコノミーとの関係もあり、引き続き検討を行う。 |
| 7 | ○ スキーレンタルとリフト券がパッケージで提供されているものがあるが、このようにパッケージで賃貸されているものについて、生産物分類を別途設定することを検討した方がよいのではないか。 ○ パッケージ的なサービスの扱いについては、過去の検討も含めて整理し、統一的な基準を設定する方向で検討する。 | ○ パッケージサービスの扱いについては、これまでの研究会で検討が行われた旅行サービス、結婚式サービスなどの扱いも含めて、統一的な基準に基づく生産物分類の設定の可能性について、引き続き検討を行う。 |

2. 研究会後に寄せられた御意見

| No. | 御意見 | 対処方針(案) |
|-----|--------------------------------|--------------------------------|
| 8 | ○ 副業として設定している保守・修理サービスからは、リース契 | ○ 該当する生産物分類の定義欄に「リース契約等に含まれる保 |
| | 約に含まれる保守・修理は除く旨、定義に明記しておく必要が | 守・修理を除く」を追記。 |
| | あるのではないか。 | |
| 9 | ○「その他の物品のレンタル」に「福祉用具のレンタル」を追加し | ○ 要望を踏まえ「福祉用具のレンタル(介護保険対象外)」を追 |
| | ていだきたい。介護施設等では、副業の生産物として把握でき | 記。 |
| | ることが確認されている。 | |
| | | |